

生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が友好都市における人的、文化的な交流を目的として活動した際の費用の一部に対し、予算の範囲内において生駒市友好都市交流事業補助金を交付することについて、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 友好都市 生駒市と友好都市を締結した奈良県吉野郡上北山村、福井県敦賀市及び生駒市と観光物産交流友好都市を締結した兵庫県南あわじ市をいう。
- (2) 宿泊費 宿泊料金、宿泊施設で発生する飲食費及び宿泊に伴う諸雑費（カラオケ店、ゲームセンター、ボウリング場その他の娯楽施設での飲食費は除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金交付申請日において小学生以上の者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する要件に該当しない者であっても、特別の事情があると認めるときは、補助金の交付の対象となる者となることができる。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる分野に関し、宿泊を伴う友好都市での活動とする。

- (1) 教育、歴史、文化及びスポーツ等による交流

- (2) 農業、物産、観光等の視察や体験及び研修等
- (3) 交流対象地域にて開催されるイベントへの参加
- (4) その他、市長が特に必要と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、友好都市に存する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊した際の宿泊費とする。

2 補助金の交付の対象となる宿泊は、宿泊施設における宿泊（宿泊費の支払を伴うものに限る。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとし、1会計年度当たり、1人につき1泊とする。

- (1) 政治的活動、宗教的活動、出張、帰省その他前条各号に掲げる補助事業以外の目的で訪れる際に伴う宿泊
 - (2) この要綱による補助以外の補助その他の宿泊費の助成を受けることができる場合における宿泊（感染症拡大や災害等により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的に国または県が一時的に実施するサービス産業消費喚起事業等での補助を併用する宿泊を除く。）
 - (3) その他市長が不相当と認める施設における宿泊
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1人2,500円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、生駒市友好都市交流事業補助金交付申請書（様式第1号）を、宿泊開始日から起算して3日前（市役所の閉庁日は、日数に含まない。）までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が未成年者である場合は、当該未成年者が法定代理人と共に宿泊する場合及びその他市長が必要がないと認める場合を除き、前項の規定による申請書に法定代理人の同意書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、生駒市友好都市交流事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をすることが適当でないとき、生駒市友好都市交流事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象経費の支払を宿泊終了日の属する会計年度内に完了すること。
- (3) 補助事業を中止する場合には、生駒市友好都市交流事業補助金中止申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第10条 第8条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、宿泊終了日(宿泊施設での宿泊を終え、当該宿泊施設を出発する日をいう。以下同じ。)の翌日から起算して30日以内に、生駒市友好都市交流事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設の領収書
- (2) 前号の領収書の内訳（宿泊人数、各人の費用等）がわかるもの
- (3) 活動の内容がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者が宿泊終了日の翌日から起算して30日以内に、前項に規定する実績報告書を市長に提出しなかった場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市友好都市交流事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、生駒市友好都市交流事業補助金交付請求書（様式第7号）により速やかに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 市長の指示に従わないとき。

(6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に返還を命ずるものとする。

(書類の整備及び保管)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して1年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱の廃止)

3 生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

生駒市友好都市交流事業補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

E-mail

生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

活動の内容	<input type="checkbox"/> 教育、歴史、文化及びスポーツ等による交流 <input type="checkbox"/> 農業、物産、観光等の視察や体験及び研修等 <input type="checkbox"/> 交流対象地域にて開催されるイベントへの参加 <input type="checkbox"/> その他（ ）
宿泊年月日	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 泊
宿泊施設名	
宿泊施設所在地	

氏 名	住 所	生年月日
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
補助金交付申請額		円

※補助金の交付を受けようとする者が未成年者である場合は、法定代理人と共に宿泊した場合等を除き、法定代理人の同意書（任意様式）を添付してください。

年 月 日

様

生駒市長

生駒市友好都市交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生駒市友好都市交流事業補助金について、生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額は、金 円とする。
- 2 この補助金の補助対象経費は、生駒市友好都市交流事業補助金交付申請書に記載の参加予定の事業に要する経費のうち、生駒市友好都市交流事業補助金交付申請書に記載の宿泊施設に宿泊した際の宿泊費とする。
- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1人2,500円を上限とする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助対象経費の支払を宿泊終了日の属する会計年度内に完了すること。
 - (3) 補助事業を中止する場合においては、生駒市友好都市交流事業補助金中止申請書を市長に提出し、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める。
 - (6) 補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類は、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して1年間保存すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

生駒市長

生駒市友好都市交流事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生駒市友好都市交流事業補助金について、生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

生駒市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

E-mail

生駒市友好都市交流事業補助金中止申請書

年 月 日付け 第 号にて通知のあった生駒市友好都市交流事業補助金の交付決定について、下記の理由により中止したいので申請します。

記

（中止の理由）

年 月 日

生駒市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
E-mail

生駒市友好都市交流事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金決定通知があった補助事業
について、下記のとおり実施したので、生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第
10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

活動の内容	<input type="checkbox"/> 教育、歴史、文化及びスポーツ等による交流 <input type="checkbox"/> 農業、物産、観光等の視察や体験及び研修等 <input type="checkbox"/> 交流対象地域にて開催されるイベントへの参加 <input type="checkbox"/> その他（ ）
宿泊年月日	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 泊
宿泊施設名	

宿 泊 者	氏 名	住 所	生 年 月 日
	1		年 月 日
	2		年 月 日
	3		年 月 日
	4		年 月 日
	5		年 月 日

添付書類

- (1) 宿泊施設の領収書（原本又は写し）
- (2) 宿泊人数と各人の宿泊料金のわかるもの
- (3) 活動の内容がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類等

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

生駒市長

生駒市友好都市交流事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した生駒市友好都市交流事業補助金について、生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

生駒市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
E-mail

生駒市友好都市交流事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知を受けた生駒市友好都市交流事業補助金を交付されたく、生駒市友好都市交流事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 金 _____ 円
2 請求金額 金 _____ 円
3 振込口座

金融機関名	銀行 支店
預金種別	普通（総合）・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	